

令和6年6月度～令和7年度 県立安芸津病院臨床検査業務仕様書

1 業務の内容

(1) 別紙記載項目の臨床検査業務

毎週月曜日から土曜日まで毎日検体を収集するものとする。(ただし、土曜日については、検体がある場合に限る。)

(2) 収集場所

東広島市安芸津町三津4388番地 県立安芸津病院 臨床検査科

2 業務委託期間

令和6年6月1日から令和8年3月31日まで(1年10カ月間)

3 新旧データの相関

当院が新旧データの相関を必要とする場合は、旧業者と新業者の連携によりデータの連動性を保持しなければならない。

4 特記事項

(1) 検査データの継続性について

各検査項目の検査方法、検査データ基準値、検査データ単位等及び報告日数はデータの継続性、臨床現場の混乱を避けるため現行と差異がないこと。

(2) 検査データ/システム対応について

ア 全検査項目に関し、現行との検査方法、基準値、単位等の整合性を確認した一覧表を作成し、不整合とされる全項目について相関(n=30以上)を実施すること。

また、実施状況は医師、検査室をはじめとした本件業務にかかわる全職員に周知するものとする。

イ 全検査項目について項目マスター(コード)を新設するものとし、臨床検査システム、病院電子カルテをはじめとした各部門システムにおける検査データ表記に至るまで検証確認と責任を負うものとする。

また、検証確認作業は臨床検査科職員立会いのもとで項目マスター新設の全項目について実施するものとする。

(3) 当院富士通臨床検査システムLAINS/GXとの接続、整合性について

当院富士通臨床検査システムLAINS/GXとの整合性を有すること。

データフォーマットを当院富士通臨床検査システムLAINS/GXと合わせること。

落札後、早急に当院検査室と打ち合わせをし、富士通臨床検査システムLAINS/GXにデータを取り込める体制を整えること。

システム移行に係る諸費用は落札者が負担すること。

(4) 報告体制について

当院臨床検査科内に専用端末を設置し、検査結果を迅速かつ確実に報告すること。

専用端末の使用料及び回線通話料等の諸費用は落札者が負担すること。

当院臨床検査科の指定する検査項目については、指定の方法により結果報告書をファックスで送信すること。

(5) 採血容器、報告書等

採血業務の負担及び採血間違いを避けるために、検体採容器に関しては現行のものを用いること。
報告書に関しても現行のレイアウトにて行うこと。

(6) 以上、(1)～(5)の事項について、令和6年5月中に対処可能な体制を整えることとし、必要な費用は落札者が負担すること。

5 検査項目

別紙のとおり